

委員会に関する規程(案)

1. 委員会は総合企画委員会と特別委員会の2種とする。
2. 総合企画委員会は原子活動を総合的に検討する常設機関とし、必要に応じて特別委員会設置の検討を行い、会長に具申する。
3. 委員は産業界及び学識経験者中より委嘱する。
4. 委員長1名、副委員長若干名をおく。
(委員多いときは常任委員をおく)
5. 委員会の審議に必要な調査研究及び立案を行なうために幹事をおく。
6. 委員の任期は 年とする。
7. 特定の事項を審議する特別委員会は総合企画委員会の議を経て会長が設置する。
8. 特別委員会は必要に応じてその名称を懇談会、連絡会、研究会等とする。
9. 特別委員会は特定事項の審議が終了すれば解散する。